

第2回 中間市自治会設置検討委員会 会議録

- 1 開催日 開催日時 平成22年2月16日(火)
- 2 開催時間 開会 13時30分
閉会 15時47分
- 3 開催場所 なかまハーモニーホール・特別会議室
- 4 出席委員 小南 哲雄 西田 義幸 池田 久紀
古川 実 力丸 正行 仰木 節夫
中西 良一 依藤 宏治 山下 徹
中野 諭 藤井 紀生 中村 信一郎
白尾 啓介 松尾 壮吾 山本 信弘
山崎 淳子 梶栗 繁幸
- 5 欠席委員 なし
- 6 傍聴者 なし
- 7 事務局 市民協働課長 村上 羊三 市民協働課長補佐 米村 潤二
市民協働係長 村上 智裕 市民協働係 田村 暢康

第2回 中間市自治会設置検討委員会

開催日時 平成22年2月16日(火)・午後1時30分

開催場所 なかまハーモニーホール・特別会議室

[会議次第]

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 一元化後の組織の体制・役員構成について
 - (2) 一元化後の組織の名称について
 - (3) 次回検討資料の概要説明について
- 3 次回開催日時の確認について
- 4 閉 会

第2回 中間市自治会設置検討委員会

— 会議概要 —

○仰木副会長

委員会が始まる前にちょっとよろしいですか。今回の会議次第について、議題として、1. 一元化後の組織の体制・役員構成について、2. 一元化後の組織の名称について、3. 次回検討資料の概要説明について、という具合に案内されていますが、これは第1回目につづく第2回目でしょう。お尋ねします。継続ですよ。

○事務局

はい。そうです。

○仰木副会長

それでは、前回、論議の中で行政側に対して、自治とは何かについて、行政の考え方の明確な回答をお願いする、明示するというの是一個の宿題だったわけです。それからもう一つ、窓口一元化提案の明確な視点の整備および目的について、総括を提示してほしいと。これが、二つ、前回の会議検討の中での市公連それから町内会連合会、双方の委員から出されていた問題だと思うんですよ。

ここは、私たちが検討に参加させていただけるとすれば、私たちの求めた意見についても、きちんと答えてくるというのは検討委員会の前提ではないかと、お尋ねしたい。

私たちは、事務局が提案したことだけを検討するという委員会ですか。

○小南会長

よろしいでしょうか。

基本的に、皆さん、委員の構成の町内会、それから公民館、それから行政と、一体となって立ち上げて、そして色々な事柄についてご議論をいただくための委員会です。それが機軸です。

○仰木副会長

はい。私たちは、市長がいわれる「元気な風がふくまちづくり」、それから、市政の基本方針である「協働型社会を目指して」ということについて、反対しているわけではない。行政と協働して明るく住みよいまちづくりにしたいという思いで、ここに参加しているつもりです。

そういう意味で、検討の継続性というか意見交換の議論の場として、そうしないと、それぞれ組織から委託され、出席している責任もありますし、それをとおして市長から委嘱されて、任務を同時に果たしたいということで今日も参加しているつもりです。

それぞれ、各委員さんの意見もあると思いますけれども、町内会連合会と市公連の皆さんと一緒に相談しながら、なんとかこれを成功させて協働型社会のまちづくりを進めていきたい。ぜひ、そのあたり、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小南会長

それともう一点ですが、基本的に、この委員会では、行政サイド・事務局サイドが方向性やありようについて、委員の皆さんにたたき台として検討していただく、いわゆる素案を提案させていただいております。

事務局案が全てでございませんので、素案に沿って検討していただいて、最終的にこの委員会で一番良いあるべき姿ですね、これを最終的な姿に作り上げていただけたらいいと思います。そういうご議論をしたいと思います。

それと、前回、仰木委員から言われましたけど、あり方など様々なことですね、これについては、今日ご議論していただく事務局提案の中に考え方などが出てくると思いますので、その場面で色々なご発言をなさった方が良いのではないかと思います。事務局は、今仰木委員さんから言われたことに対して回答することがありましたら、会議の前ですけど話してください。

○事務局

今、仰木委員から自治そのものの定義ということを投げかけられたと捉えさせていただいたのですが、自治会組織のあり方に関する定義という認識でよろしいでしょうか。

○仰木副会長

行政側が自治とはどういう具合に考えていらっしゃるのかを、まずお聞きしたいということです。

○小南会長

わかりました。本日、規約や目的など事務局の考え方を提案、お示しをして、それから委員の皆さんにご意見をいただくということで、よろしいでしょうか。

○古川委員

最初の、第1回委員会の資料1を見ると、自治組織の一元化の目的および今後の委員会の進め方について、とあります。この中で言うならば、自治組織の一元化の目的についてですね、事務局として自分たちはこういう風に考えるという3項目がございますね。このことについて、詰めをしておかないと、と私は思います。仰木委員もそのように思って話をしたのだらうと思います。

それで、①「住民自治推進のため、組織の強化・集中(予算・人員・情報伝達・行事等)を図る」と書いてありますが、事務局から考えて住民自治の推進を深めるものということであろうと思いますが、どういう形のものを考えているか具体的に話していただきたいということが一つあります。自治の推進ということになれば、今までの町内会とか、公民館のあり方そのものが根本的に変わってくるわけですから、そこら辺りの問題を具体的に話していただければということがあります。

それから、②「補助金一元化等による経費効率化を実施する」ということですが、これは確かにもともと補助金を一元化して合理的に金を使おうということが主旨だと思いますが、そのことによって、いろいろ組織の中で弊害がでる場合もあると思いますので、その点を一元化によって経費がどれだけ効率的に使えるかということをお話していただければ。

③「小学校区単位の地域まちづくり協議会の中心母体とする」というこの、今まで小学校区が6校区ありますので、こういうことを中心にしたまちづくりのことだらうと思います。この3つの点を、我々にしては、もう少しまちづくりをするということから考えて、どれだけ住民の自治を図るかということを実践的に話していただければと思っています。

○事務局

この3件のことについては、本日以降も継続的に話すように議事の中に盛り込んでいるつもりですので、よろしく願いいたします。

○古川委員

今の事務局の考え方によろしいですか。私も先程申しあげましたが、1回目から継続して、5回の検討委員会を行う予定ですので、その中で今言われた事柄については、順次皆様方で検討していく議題の中で全部網羅されている、というふうに理解させていただいておりますので、会議を進めていく中でご議論いただくということによろしいでしょうか。

○事務局

皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、第2回中間市自治会設置検討委員会を開会させていただきます。

さっそくですが、第1回委員会と同様に、本委員会を公開制とすることについて、ご了承をよろしくお願いいたします。今日は、傍聴者はございません。

なお、事務局の方からお願いがございます。発言されるときには、職員がハンドマイクをお持ちしますので、挙手をいただきますようお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず、一番上が会議次第でございます。次に、資料1として「県内各市コミュニティ組織一覧」、次に、資料2として「先進市の事例」、これは春日市の事例です。

次に、資料3として、第1回委員会で提示した「(仮称)自治会の事務局案」を再度掲載しております。次に、資料4として事務局による「〇〇自治会規約案」でございます。

最後に、資料5として「(仮称)自治会の補助金交付モデル事務局案」を付けております。

これらをお手元に配らせていただいておりますが、資料の揃っていない方、いらっしゃいますでしょうか。

(資料確認終了)

それでは、これより議事に入りますので、小南会長よろしく申し上げます。

○小南会長

皆さん、今日は大変寒い中、本委員会にご参集していただきまして誠にありがとうございます。では、ただ今より会議次第に添いまして議事を進めさせていただきたいと思っております。それでは最初の議題となっております、一元化後の組織の体制・役員構成について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

一元化後の組織の体制・役員構成につきまして、事務局村上がご説明いたします。宜しくお願いいたします。

○事務局

それでは、先ほど説明のありました資料1から資料4までを一括して説明させていただきますので、宜しくお願いいたします。

まず資料1といたしまして「県内の各市コミュニティ組織一覧」をご覧ください。こちらの中で特に3段目「自治会等名称」、6段目「地域コミュニティ取組の単位」、7段目「推進組織の名称」について強調表示させていただいております。こちらのほうで、特に、今回地域の自治会という形で一元化済みのところというのが春日市になります。ちょうど中間市と同程度の面積規模、また人口規模は春日市が中間市の2倍となりますが、地域の傾向について、県内都市の中では、比較的中間市に似てい

るのが春日市でございます。それから、地域単位のコミュニティにつきましては、こちらの各都市で校区コミュニティ組織が形成されている地域が多々あるということをご案内するための参考として、この資料を提示させていただいております。詳細につきましては、後ほどご覧いただければと思っております。

資料2「春日市の先進市事例」をご覧ください。先ほど申しあげましたように、平成21年4月に町内会・公民館両組織が一元化された事例として、今回一式紹介させていただいております。

実は、一昨年まだ春日市が自治会一元化を実施する前に、市民協働課職員と当時のあり方研究会メンバーの方と一度視察に伺っているということで、先日再度、一元化後の状況について視察に参っております。事務局の職員3名と、町内会・公民館検討委員の皆様にお声かけさせていただきまして西田委員、古川委員の2名に参加いただいて、ともに春日市の担当者の話を伺っております。

簡単に春日市の事例について紹介させていただきます。春日市も従来、町内会・公民館組織という両組織が並立してございまして、特に春日市では、地域から一元化等の要望というのもありまして、行政のほうも共に検討した結果、「一元化を行わない理由が特に見当たらない」というような結論に至ったとのことです。補助金の明細が1ページに載っておりますが、春日市の場合に主な一元化の理由というのが、細かく補助金ごとに申請、あるいは報告義務が課せられており、手続きの複雑性、また、使途についても明確に規定されているために自由度がなく、地域特性に合わせた運用が難しいということが挙げられました。

この中で春日市の①「一本化して交付する補助金」は、現在の間接市では町内会に対する補助金、公民館に関する補助金にあたるものが中心になりますが、そちらを新しい組織の運営交付金に充てられております。それから、②「地区世話人等の報酬相当額を交付」、これは第1回の会議の中で申しあげましたが、間接市では駐在員制度を平成12年までで廃止しておりますが、春日市の場合は、平成20年度時点で地区世話人制度を廃止する一環として、その諸手当について管理交付金に充てるという取組になっています。③、④の補助金につきましては、担当者に今回改めて伺ったところ、現状では自治会交付金への移行はしていないとのことでした。

2ページ目をお開きください。こちらの「3 地域組織の一元化」に、一元化の理由の詳細として、①行政組織の縦割りのなかで、市長部局、教育委員会部局ということで生まれた組織であると、戦後の行政の要請で生まれたものであるということがあります。こちらは間接市も同じ状況だと思います。それから、②地域組織が二層構造であり続けなければならない理由がない、③二層構造による弊害が生じている地区がある。④地域住民に誤解や疑問がある、ということで、全てではありませんが、非常に間接市と共通する部分ではないかと思っております。

3ページの中段に「効果」として、①自治会及び公民館の二層構造による弊害がなくなる、②住民自治活動をひとつの自治組織が担うため、住民にとって解りやすい形となる、というような状況が、春日市の事例でございます。

こちらにつきまして、「では実際に実施して、ほぼ丸一年経ったときの効果、メリットについてどういうことが考えられるか」ということを春日市担当者に伺っております。まず、役員構成など人材不足の解消については効果がある程度見込めた。それから、自分たちが十分配慮したのが、一元化のためには、事務上または住民感情にストレスなく移行することが最大の目的であり、住民から「変わったね」と言われるような組織づくりが目標であった。まだ途上ではあるが、一定の感触は得ている、という感想をいただいております。資料2の春日市の先進事例については、以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料3についてでございます。こちらは先ほど申しあげましたように、前回第1回委員

会で提示させていただきました、自治会組織の事務局案を再度掲載させていただいております。内容については、特に変わったところはありません。そのまま、掲載しております。この組織図は、先進事例であります春日市の事例や中間市の現在の組織状況を参考に、事務局案として提示させていただいたものです。特に前回、役員構成につきましては総合的な自治組織において、自治会長1名を行政との連絡調整、情報交換等の役職、副会長＝公民館長の職として少なくとも1名を充てていただきたいと、兼任をしないようお願いしたい、と強調させていただいた部分でございます。

制度移行時期につきましては、平成23年度から実施ということで申しあげました。

今回一括説明の最後として、資料4をご覧ください。前回、仰木委員からのご指摘で、まず行政が考える自治会の規約案を示すべきだということでございました。この中で自治組織に対する行政の考え方についても触れておりますので、併せて、そちらも説明させていただきます。

規約案の作成にあたって、市内の先進事例、あるいは、各委員に依頼して、地区の規約等を何点かお見せいただきましたので、それらを参考に総合して事務局案としてつくっております。

なお、こちらはあくまでもモデル案ということでありますので、この委員会の中でまた検討していただく、あるいは、地域の実情にあわせて変更していただくということについては、十分に配慮したいと思っております。規約については簡単に、項目の説明をさせて頂いて一括説明とさせていただきたいと思っております。

まず「第一章総則」につきまして、第1条で組織の名称というものを定めさせていただく。あるいは、自治組織の区域について定めさせていただいております。第2条は、会員の範囲について定めさせていただいております。原則として、居住する世帯及び事業所並びにこれに準ずるもの、ということを決めさせて頂いております。第3条では、事務所について地区の町内公民館を想定しております。「第2章目的及び事業」につきまして、組織の目的で特に強調させていただいた部分がございますので、読みあげさせていただきます。第4条 本会は、会員相互および本会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、生活環境の整備や地域の安全活動に努め、行政との協議・協力を進めつつ、会員が安心して暮らせる明るく住みよい地域づくりを行い、もって広域的にまちづくりに寄与することを目的とする。

事業といたしまして、第5条、会の上記の目的を達成するために行う事業。特に第1号で、昨年12月に中間市から公表させていただきました、(1)市民協働によるまちづくりの推進に関する事、校区コミュニティの形成も含めて、これを自治会の一番目の目的としております。また、第2号以降では、(2)専門部活動に関する事、(3)本会内外の各種団体との連絡調整に関する事、(4)行政情報の活用および行政との連絡調整に関する事、(5)所有する資産または受託した施設等の管理に関する事、(6)会員相互の親睦に関する事、(7)その他本会の目的を達成するために必要な事業。

これらは各地区で整備されている公民館規約あるいは町内会規約と大きく変わる部分はないと思っております。特に第1号で、市民協働によるまちづくりを強調させていただいたということです。

役員については、会長1名、副会長1名、こちらは地区規模によっては、公民館担当副会長、事務担当副会長という形など、複数設置されるところもあるのではないかと考えております。また、事務局、会計、会計監査、組長、専門部長、民生児童委員が該当すると考えております。

役員の選出は、第7条になります。第8条で役員の任務分掌が入っております。組織の会長が本会を代表し、本会の任務を統括する。第8条第2項、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。また、第16条に定める専門部会を監督するとともに、町内公民館管理者として〇〇公民館の運営管理及び推進活動の任にあたる。こちらのほうを、特に強調させていただいております。あとは、事務局会計、会計監査、組長、専門部長、地域によっては、あるいは、相

談役という役職をおいているところがあると思いますので、そちらについて加えさせていただいております。第10条で、会長が役員会の承認を得て、相談役を置くことができる、と入れております。

第11条では手当の範囲を規定しております。つづきまして、「第四章会議」。各地区で同じように開催されているのではないかとと思いますが、第12条で会議は、総会あるいは役員会、専門部会ということで、総会はこの自治会の最高議決機関であり、定時総会・臨時総会として、会員の世帯をもって構成する、ということになっております。ほかに役員会、三役会を開催する形になると思います。第13条の会議の招集、こちらで事務局が強調させていただいている部分でございますが、定時総会は年1回、第18条に定める会計年度、各年3月31日の後、二月以内に開催する。開催にあたっては、総会資料等を作成し、会員に配布することとする。こちらにつきまして、総会資料等により会員への透明性を確保する、また、行政が補助金を交付するにあたって、前年度の総会資料等を確認させていただいておりますので、特に記載させていただいております。

第14条で総会の議決事項を定めております。事業報告や決算に関する事、事業の計画や予算に関する事、資産管理報告の承認に関する事、会費改定、規約の改正、役員の選出、その他ということを入れております。第15条につきまして、会議の成立要件等について定めさせていただいております。現在、町内会、公民館組織とも会員は居住者、区域に居住するものということになっておりますが、その居住者の世帯ごとに一票の票決権を持つことを入れてさせていただいております。

第16条、専門部ということになっております。一例として上げさせていただいております、各地区によって、必要、不必要というのはあると思いますが、教養・文化、あるいは、保健・厚生、体育、児童部、環境整備、防犯安全、調査広報、施設管理、こちらは特に地域の町内公民館維持管理の専門管理部ということになります。青少年育成、これは本市の青少年育成市民会議等の関係になります。こちらには載せておりませんが、婦人部あるいは女性部、老人部あるいは敬老会、あるいは、特に隣組について隣組専門の部を設置しているところもあるように見受けられましたので、掲載させていただいております。第17条につきましては、協力組織および委員、こちらのほうは、本会は、地域の諸組織および各種関係委員と協力して、第4条の目的の実現に努める、この自治会そのものの目的ということでございます。こちらのほうでは、区域のみではなく、広域的な連携に努めていただきたいということを入れてさせていただいております。「第5章会計」ですが、第19条に会の収入は次の収入により運営する。この中で、地域の住民の方から集められる自治会費、寄付金、補助金これは現在でいう町内会育成費あるいは公民館行事補助金等のことです。こちらを今回の委員会で検討いただくと考えております。その他報奨金等、第20条では会費について規定しております。第21条については支出について規定しております。第22条で会計資産帳簿、こちらのほうが特に透明性を確保しないといけない部分になると思いますので、会計の担当の方が収入、支出、資産管理、そういった状況について帳簿を整備していただいて、会員の求めに応じて閲覧をさせる、ということの規定しております。監査報告、こちらのほうは、特にこの会計に関するものが総会資料の主な部分になるのではないかと考えております。

「第6章入会及び退会」では、入会について第24条で規定しております。こちらは従来と特に変わるところはございません。自治会の区域に入居した世帯があったときは、組長あるいは役員の方が、その世帯への自治組織の趣旨説明・案内にぜひ努めていただきたいということを考えております。行政のほうでも転入者には必ず入会の案内チラシをお配りしておりますので、あわせてぜひ地域の役員さん、組長さんに入会案内をお願いしたいということでございます。退会については、原則として第2条の要件に該当しなくなったとき、転出等区域の住民では無くなったときを想定しております。「第7章規約の改正」について、第26条、総会の議決を経なければならない。こちらについて皆さんに平成22年度内にご協力を得る部分と考えております。第27条の諸規定につきましては、この規約で

定める以外に細則、あるいは諸規定を定めることになるかと思いますので宜しくお願いいたします。
一括して4点の資料説明をさせていただきました。

以上で一元化後の組織の体制、役員構成についての説明を終わらせていただきます。

○小南会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございましたが、資料の1から4まで一括して説明しておりますので、区切って質問なりご意見をお受けしたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの事務局の説明について、最初の資料1「県内各市コミュニティ組織の一覧」と資料2「先進市の事例」について、ご質問ご意見がございましたら挙手のうえ発言をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○仰木副会長

はい。各市のコミュニティ組織一覧について、補助金名目というところで、例えば、中間市では町内会長事務交付金、町内会育成費等、例えば北九州市では地域総括補助金制度、それから地域振興補助金、という具合に書いてあるんですけど、これをちょっと説明してください。どういう中身なのか、それから春日市のまちづくり交付金についてどういう中身なのかですね、都市ごとに補助金制度がそれぞれ違うんですよ。その中身の違いと、どうしてこういう具合に相違があるのかということの比較をするために、この一覧表をいただいたと思っているのですが、その中身と意味についてそれぞれまず説明をしていただきたい。というのは、先進に見習ってという具合にいられておりますので、ひとつはその比較について、その中身について、十分説明をしていただきたいと思えます。地域づくり・コミュニティづくりという意味でいうと、経費の効率化は補助金問題が大きいと思うんですよね。ですから、補助金の中身がどういうもので、それがどういうコミュニティづくりに活用されているのかということの説明されるべきだと思います。そのために一覧表が表示されたのだろうと思って見させていただきました。その点の説明をお願いしたい。これが一つです。

それからもう一つは、資料2の春日市資料ですけれども、一本化の理由というところで、現在のひもつき補助金では用途に自由度がなく、地域の特性に合わせた運用が難しい、②一件ごとに申請、報告が必要であり、手続きが煩雑である、というのが一本化の理由というように上げられておりますが、中身についてご説明をいただきたいというのが一つ。

それから、内容というところで平成21年度からまちづくり交付金として①及び②を一括交付するということで、一本化して交付する補助金「運営交付金」ですか、ここで地区祭運営補助金とありますよね、それから地区世話人等の報酬相当額を交付、「管理交付金」という具合に分かれているこの中身について少し説明を承りたいという具合に思っています。

それから、もう一つ、この中のですね、私は出席していないのでお尋ねしているわけですが、地域組織の一元化の理由というところで、自治会は市長部局、公民館は教育委員会部局、これは公民館は社会教育法に基づいて設置されてきたという歴史的経過で分かれてきているんだとは思いますが、ここで地域の必要性があつて出来たものではない、という具合に行政の縦割りについていわれていますが、そうやってきた市の行政責任としてはどのように言われているのかお聞きしたい。

これは町内会と公民館が別々にこういう具合になってきたというと中間市も同じような実情があるので、そこらあたり春日市としてはどういう総括をもって一元化されてきたのか、そこらあたり説明をいただきたいという具合に思っています。

それから、資料3のところですが、自治会の事務局案については、今の二つのところで答えていただく中で、もう少し出てきた根拠なりについてですね。それと、ここで自治会長と公民館長をわざわざ

分けて、兼務うんぬんという具合に言われているんですけども、会長と副会長を兼務するわけは無いんですが、わざわざなんで公民館長とこういう分け方をしたのか、たまたま町内会長と公民館長が兼務されている、というのをあたかも一体化という具合に書かれてるけども、それはそれなりに理由があってされてるんですけど、こころあたり総括とあわせてご提示お願いしたいと思います。これは、行政の側の意思とはどう考えているのか、ということに関わるし、規約上の中身とも関わってくるんですね。資料4のところでもお話ししたい点が、重要な点がございまして、そこらあたりと繋げたいと思ってお尋ねします。

○小南会長

今仰木副会長から5点ほど事務局のほうに問題提起がございましたが、事務局が答えられる範囲でお答えをお願いしたいと思います。

○事務局

ご提起について回答させていただきたいと思います。こちらは答えられる範囲でということにさせていただきます。

まず、資料1につきまして今回、最初にご提起ありました補助金の名目について、まず中間市はあくまでも現在の時点の項目になります。他市の状況につきましては、私ども事務局も調査をいたしまして、かなり慎重に分析をいたしました。結論としましては、補助金名目というのは各都市の地域性と従来の慣習とがからみあっている部分でございまして、根拠あるいは積算方法も様々にわかれております。これは、地域あつての自治、自治というのは住民あつてのことですから、地域の要望もございまして、行政の事情もございまして、わたくしども事務局のほうから一括して解説することはできないことをご了承ください。

2点目の、春日市の事例についてのご質問について、「一本化の理由」の①現在のひもつき補助金とはどういうことか、これは、次の「内容」のまちづくり交付金として①及び②を一括交付する、の①の部分と②の部分でございまして、かなり交付項目が細分化されており、交付担当課が多岐にわたっておりますので、全てその目的以外に使用することはできないという縛りがございました。春日市の一元化の中では、この項目について一体的に交付することとし、自由に使って良いお金、地域予算として交付するというのが、ひもつき補助金の解消ということでございまして、同じように、各課にまたがって課ごとに申請・報告をしなければならない不便さがあつたと、それを解消したということでございまして、ただ、③、④のように、実態として、やはり目的を明確にしないといけない補助金というのは残っているとのことでした。

続きまして、資料2の2ページ下段「一元化の理由」のところのご質問であつたかと思っております。こちらの地域の必要性があつたものではない、それぞれ行政の縦割りで生まれた。これは、あくまでも春日市で作成された資料ということをご了承ください。

ただし、社会教育法あるいは戦後の自治組織の成り立ちで別々の組織として出来た。これは中間市も全く同じ事情だと思っております。公民館制度というのは中央公民館分館として成り立ちまして社会教育法にのっとり独立した任意の地域施設、地縁施設になつたと、地縁組織もそういうふう形成されたと理解しておりますので、これは非常に春日市と中間市は似た状況だと思っております。

ですので、中間市も市長部局、教育委員会部局ということで、現在、町内会、公民館が2系統ある。こちらのほうが、一元化できるのではないかと考えております。

これにまつわって、その地域の必要性があつて出来たものではないという春日市の意見ですが、これは、担当の方に伺うと、行政のなかで詰めたときに、「やはり二層構造になっていることは行政都

合であり地域の要望ではないので、一元化する方がいい」ということになりました。また、行政の担当部局側から地域の方々に対して、「皆さんは今後も二元制、二つの組織が必要ですか」と問うたときに、「それは明確な理由がないので一元化したほうが良いのではないか」という回答が得られた。そのために、平成21年に一元化実施が行われたということでございます。最後の質問は資料3にまたがることですので、後ほどで回答させていただきたいと思っております。

○小南会長

ただ今の回答でよろしいですか。

○仰木副会長

資料1の回答について、要するに地域の実情とその補助金の名称、もしくはその内実が変わってくるということでご回答いただいたということでもいいんですね。ということは、中間市としても同じような考え方で最終的には整理せざるを得ないという承り方でよろしいですか。

○事務局

今後の委員会で同様に提案させていただくことにしております。

○小南会長

今、仰木委員のほうから、行政ではこの見直しについてどのように考えているのかということをおっしゃいましたが、私のほうもこの会議に入る前に、市長と話をしました。現在、町内会と公民館が並立していることについて、これは中間市の市政がこのように発展する経緯の中で、こういう現状に至っているわけです。お互いの協調やさまざまな関わりがあって今日の中間市の発展があるということですね。これは、行政としても大いに評価させていただいているところです。

それと補助金については、現在年間約2,200万円となりますが、一元化することによって費用の削減をすることが目的ではございません。かといって、先進都市のようにそこに膨大な補助金を割り振りするという事は、今の財政状況からも困難でございます。現状の補助金を大きく見直す方向ではございませんので、そのあたりは委員の皆さんの基本的な考えの中に入れていただければ良いのではないかと考えております。私からは以上です。

他にご意見ございませんか。

○西田副会長

私が春日市に視察に行って感じたことはですね。ここに書いてある現在のひもつき補助金では用途に自由度がなく、地域の特性に合わせた運用が難しい、とかそういうことだけじゃなかったと思うんですね。要は、あのときの話をお聞くと春日市は1,000世帯単位に対して年間230万円の補助金を交付しております、と。これの内訳は中間市でいう前の駐在員制度、ここでは地区世話人の報酬ですね。これが年間180万円いると言う話ができました。それで一本化に対する交付の補助金について地区祭とか、いろんな公民館運営補助金がだいたい50万円くらいあって、それを一括にして補助金にやると。それと同時に、行政のスリム化も考えて地域自治会に委託したほうが良いのではないかなという話もでてきていると思うんです。ただ自由度がなくとかそういうことではなかったような気がするんですけど、私は。

それとこれに対して彼らが何をしたいかといったら、中間市の行政の批判になるような感じがしますが、市民協働課に全てを任せただけではなくて、春日市の地域まちづくり課が、あの課長補佐は7年

担当していると言っていました。地道に築き上げて、役所内をまとめて、それでこれだったら地域と一緒にやっていけば行政のスリム化にもなるだろうと、というようなことをしながら、地域に出て行ってコミュニケーションをとりながら良いものを築いて、平成21年度から実施に入った、ということではなかったかと思いますが。ちょっとその辺私と解釈に違いがあるんですけど、古川委員どうですかね。

○古川委員

今、西田委員が言われましたように、やっぱりこの問題はいち課(市民協働課)の問題では無くて、やはり全体の問題だというふうな認識にたつて、担当の課長補佐さんが7年も頑張っていると。それから、私のほうがいつも悔やんでならないのが結局平成18年にいろいろ出てきたものが今になって出発点みたいになっているというのも、その間に3年間くらいですね、やはり拙速なくバタバタとなんかやろうやないかということもですね、考え方、こういうのがちょっと私たちにとっては非常に「簡単なものではないよ」というようなことがあります。それは、それぞれ人間が住むとそこに感情が絡むので、組織の一元化というふうな、言葉では簡単ですけども、今から「さあ公民館と町内会を一本化して自治会にするんだ」というときに、なぜその自治会にしてやるのかというようなことについて、詳しい説明責任が行政側にあるのではないかと私は思うんですね。

私が言いたいのは、住民の自治の推進ということで第1回の討議のときにテーマとしてでてきました。組織の強化とかいうようなことがあります。具体的に自治の推進ということになれば、どこまで地域の人たちに権限を持たせられるのか、というようなことも考えられるんですよ。それで財政的な面から言えば、例えば、行政が行っている緑づくり事業を地域自治に任せます、地域に渡します、というところまで行くのかどうかを考える必要があるのではないかと考えております。

それで春日市の場合は、まずまちづくりを自分たちがしなきゃいけない、これは必ず出てくるのは、皆さんご存じのように財政的な問題から起こってきたわけですけども、基本的にはこういうまちをつくらう、ということをお前提にして討論し、行政側の意思統一をして取りかかって行くようなことをやってきた、というような経過があるんですね。私は3年くらい前に視察に行ったときも、非常に勉強になりました。

だから、7年間かけてと言われたように、やはり中間市もこの提案を受けて、じゃあ明日あさってでやりますということにはならないんじゃないか。やっぱり3年くらいかけて本当の明るいまちづくりをやるという前提を確認したうえで、前に進めていく必要があるのではないかとこのように思います。そういう意味を含めて考えれば、補助金をお互いが効率的に使おうというふうになるのではないかと考えます。

○小南会長

今の古川委員のご意見に対して、前段でふれましたけど、基本的に第1回検討委員会で話をさせていただきましたが、自治組織の体制づくりについては、3月いっぱいまで一元化に向けたご同意がいただければということです。また移行期間としては、翌年度の22年度いっぱいかけて、細部にわたっているいろんな詰めをやっていきたいとの考え方で事務局が提案を行っております。

その中で、今言われたように今後の自治組織、ボランティア団体等様々な市民の方々との協働のまちづくりについても、一年かけた議論の中で固めていったら良いのではないかと考えております。また、一元化に際して変革をすることが行政の目的ではございませんので、補助金等については、従来と変わらないような状態でいくというような考え方ですね。

さらに、新たな校区コミュニティについても、実施段階でどういう事業の取組方針がでてくるかということをお行政と一緒に考えていながら、それに対する一定程度の補助金等を新設する。ある

いは、ほかの補助金を移行する。そういうことを一方では考えて行くのではないかということです。

今、中間市は「元気」をキーワードにしておりますので、そういう市民の力と行政の力が一体となって、住みよいまちづくりの構築を目指しているところです。

それと私ども組織の体制についても触れられたと思いますが、基本的に市民協働課を立ち上げ、事務局をハピネスなかまに置きましたが、そういう中で、より市の全体的な計画とリンクする必要性が高まっております。現在、市民協働を含め、庁内の組織体制の見直しを計画しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

その他に委員の皆様ご意見ございませんでしょうか。

○仰木副会長

先ほど西田委員と古川委員から、事務局説明と春日市の視察した状況の見解がちよっと違っている、もしくは印象が違っているみたいですが、その辺りはいかがでしょうか。

○事務局

はい。事務局として私米村と村上係長、田村の3名、西田委員と古川委員の5名で行ってきたわけですけど、西田委員の感じたことと全く、思いは私も村上も田村も同じです。当然、研修を終えた中で、車で中間市に帰ってきたわけですが、そういった話の中で意見交換をしながら、やっぱり自分たちの、中間市として立ち遅れ、非常に場当たりの行政のまちづくり化というまずさ、これを反省というか、胸に刻んでおります。

しかし、古川委員の言われるように3年の停滞とか、私前も言いましたけれども、はっきり言って私ども3年を無駄な時間とは思っておりません。確かに拙速といえますか、時間がかかりすぎたというふうに言われておりますけども、やっとこの場に、議長に副市長、来ていただきまして、これだけのメンバーが集まってここで話をしている、というところまできているわけですから、私は決して、前回も言いましたけども、遅れをとっているとは思いません。ここから、始めていくというつもりでおりますので、全く春日市には遅れをとっておるといった感覚はありません。まだまだこれから追いつけ追い越せという形には十分出来ていくと思っております。気合だけは負けていないというつもりでおります。

事務局説明では、春日市さんが視察用に文字で表現して問題点を提示してあるのであって、中身としては西田委員と古川委員と感じたまま、うちの3人も感じております。以上です。

○小南会長

その他に委員の皆様ご質問等ございませんでしょうか。はいどうぞ。依藤委員お願いします。

○依藤委員

今の話からすると、行政が本当にやる気を出したと、そして今これからがスタートだと、決意の話があったわけですが、それにしても、ちよっと中身が3月末までという話は拙速すぎるのではないかという気がします。というのは、一元化ということで町内会と公民館の関わりについて一つにするという考え方があまり現場のほうをよく理解していないのではないだろうか。

もともとそういう話をしたときには、町内会長と公民館長が兼任をするというようなことで、ずっと皆さん方考えてきたわけですから。一元化するという話をしたときに、そういうようなことであれば、うちも公民館長をつくらなくていい、それはその時代に合わせるように、町内会長が兼任をしておけばいいんだ、というようなことでやってきた町内会もあるわけですから。

だからそこら辺りが、少し状況を分析していただければ、今町内会長をつかって、公民館長をまた

新たにつくりなさい、ということになれば逆行するような形のところも出てくるわけです。現に、その兼任をしている町内会が半数あるわけですから。そこら辺りはどう対応するのか、今まで人手不足とか、やり手がないということで町内会長が兼任してきているわけですから。それを今度新たに組織体制を考えたときに、そういう公民館長をつくりなさい、というところが今まで話してきたことと全然違うんじゃないか、という意見がこれから数多く出そうな感じがするんですよ。まだ各町内会連合会、市公連のほうで話し合いはしていませんけど、必ずそういった反発は私は出てくるという気がします。

ですから、そこらあたりをもう少し、皆さんの話を聞いてみて、じゃあそれはそれで各町内会の実態に合わせて「兼任をしたら駄目ですよ」というようなことでは無くて、幅広く解釈ができるような状況にすべきではないだろうかと思っています。当面そういう組織運営をやっていながら、状況をみながら新しい体制を考えていいんじゃないかと、私はそういうふうに素直に思っています。皆様方ご意見どうでしょうか。

○小南会長

はい。次どうぞ。お二人の意見の後、事務局が答えてください。

○山下委員

米村さんから今3年間無駄にしていないというお話がありました。同様の話は第1回目のときもあったと思うんですよ。それは米村さんの思いということで、これを否定するつもりはありませんけども、ただ認識を統一しておいた方が良くないかと、そのことの意味をですね。というのは、前回平成17年、18年あたりにあり方研究会というのを5、6回やりましたですよ、あれが確か平成19年くらいに終わったんじゃないかと思うんですけど、その後、我々が、ハピネスなかまの市民協働課で当時の課長と、市としてのもう少し具体的な指針というものをいつごろ出せるのか、早く出してくれ、というような話を何回もした思いがあるんですよ。その後はずっと我々の方からすれば何も回答が無かったと、去年の秋に、突然という言い方が良いかどうかわかりませんが、今回の市民協働のまちづくり基本方針が出てきたと。

だから米村さんが言われているのは、これだけの膨大な去年できた基本方針ですから、これをいろんな情報なり資料を集めてつくるのに3年間頑張ってきましたと、それが無駄では無かったということであればそれはそれで了解したいと思うんですけれども。その間に、公民館なり町内会とこの指針づくりの途中にあたって、それぞれの節々で、なんらかのお互いの意見交換の場がもたれてなかったと思うんですよ。だからそこに、我々は、さっき古川委員も話しましたが、3年間何もしていなかった時期があったと。で、米村さんのほうは決してそうでは無かったと。そういうふうになんか認識がずれていますので。私がさっき言ったように、去年の秋出したこの方針をつくるのに3年間我々なりに一生懸命頑張ったんですよ、ということが無駄じゃなかったという意味なのか、そこだけちょっと確認したいなと思っています。

○小南会長

それでは事務局のほうで回答してください。

○事務局

基本方針の作成に至ったそこまでの期間は、この3年間の私個人の感じとしては、前回は私申しましたけれども、うちに村上課長が来られ、そして村上係長が来られた、この1年半から2年の中でかなり進んだというふうに感じております。私はその前の2年間で市民協働係長として、仕事を受けてい

たんですが、はっきり言って市民協働とはなんぞや、というところからの全く無知とっていいですが、ボランティア、関係団体、NPO法人との連携など本当に最初のゼロからの出発で2年間を過ごしたように自分は振り返ることができます。その中で先ほど言いましたように、人材が変わってきた中で、また町内会、公民館等から指針がないじゃない、柱になるものがないよ、というところでのこの2年間、両村上のスタッフの中で出来た、というふうに感じております。それと、私がこの3年間無駄で無かったというのは、やはり行政の対応のまずさというのは確かに指摘されると思います。ここでは何も答えることはできません。しかしこの間、先ほど言いました研修会も重ね、また実際、行政の対応も目の当たりに見られて、よく私たちが聞くのは、行政の対応の仕方のまずさ、これを言われます。これは町内会長さん、公民館長さんがこの3年間で感じたことでしょう。行政の対応、いかにまずかったか、これは逆に冷静に判断をしておるわけですから、無駄じゃないのではないのでしょうか。そこでやはり受けてここにきておる訳ですから。

○仰木副会長

その3年間に対して努力してきたかという点からいうと、町内会連合会はずっと研修会等、公民館含めての共同で研修会やったんですけども、それなりにやってきているわけです。だから、少なくとも平成18年にお会いしたときと、21年の今の市公連なり、町内会連合会なりの意識というのはやっぱり、3年間の努力は内的にできてきているわけです。だからそう言われてもらっても困る。出てきたのはこうだから、むしろ今からスタートしたというのが、お互い、そういった同じような思いという具合と言われたように、初めて今提案された協働のまちづくり基本方針を含めて、設置検討委員会で初めて同じテーブルで論議できる土台づくりがこの3年間、ともども、費やしてきたって具合のものです。で、それから見ると、3月までにという尻の切り方、もしくは5回でという尻の切り方は、この3年間を無駄にする可能性があると思っているわけです。

お互い例えば、行政は行政として研鑽してきたと、市民の側あるいは納税者といったほうが良いと思うんですね。納税者の側は納税者側として、町内会連合会、もしくは市公連というそれぞれの自治組織のなかで各々研鑽してきたと。でそういう町内会連合会と市公連と現状かなり認識は進んできていると思うんです。協働による社会づくりとかまちづくりという考え方が言葉としても行き交うところまでできていると思うんです。そして、そういうものは、依藤委員からも言われたように、やはり急がなくてきちんとお互い本当に論議をしていく必要があるのではないかと。その中ではじめて、協働という中身が新たに意味を持つという具合に私は思っているわけです。そこらあたり少し会議の進め方とあわせて論議してみたらどうだろうかという具合に思います。

○池田委員

その前にもう一つの回答をお願いします。

○事務局

依藤委員の町内会長、公民館会長の兼任をしないという行政からの提案についての質問に対して回答させていただきます。行政といたしまして、まず、現在町内会長がされている役務、また公民館長がされている役務に関して、今50%以上の地区でお一人が兼務されているということです。今後、自治組織が出来上がったときに、ますます活躍の場が広がっていく中で、それぞれの分担を会長、副会長を別々の方がやっていただくのが良いのではないかと判断し提案させていただいております。

なお、この議論については、資料3の中でも議論されるのではないかとしますので、事務局の現

在の回答としては、そういう判断で提案させていただいているということです。

○小南会長

今、資料3の意見を求めておられます。力丸委員どうぞ。

○力丸委員

一元化というのが、私の理解では名称の一元化のように感じるわけです。なぜそういうことを言うかと言いますと、今日の資料4の規約案で例えば、「本会の会員は〇〇に居住する者の世帯及び事業所並びにこれに準ずるものをもって構成する」、これはあくまでも案でしょうから、こういうのはよくわかるんですが、それからずっと見ていきますと、私はここに矛盾があるんじゃないかを感じるわけです。それはどういうことかという、行政はそういう見方をしているのかなと感じられる部分として、「本会に入会しようとする者は、組長、または会長に届け出るものとする」、誰が届け出をするかといったら、皆さん個人情報保護と言われ、全く町内会には無頓着なんですよね。それに本人の意思で入りますというのは全く無いわけです。

それから、「自治会の区域に入居した世帯があったときは、組長及び役員は、その世帯に本会の趣旨を説明して、入会の案内に努めるものとする」とある。というのは、現状として、町内に加入しない人がものすごく増えてきているわけです。私はまちづくりという全体の一元化というのは、中間市民全員がこれに携わって初めてまちづくりができるんじゃないかを感じている。それがただ町内会に入っている一部分でやれというふうを感じるわけです。

行政としてはどう考えてこういうふうにしたのか、これはあくまでも案ということですけど、そういう実態をどう考えているか、私はちょっと聞いてみたいと思うんですが。

○小南会長

今、力丸委員が言われたように、町内会にまた隣組に入らなくても、そこに住んでいる人に対しては、市は一定の世帯当たりの交付金をお出ししていますよね。また、まちづくりを進めるために、その隣組に入っていない人にも、色々なイベントがあったときには参画させる。その辺りをこの事務局案では、画一的に住民が加入される前提で捉えているのではないかと、というご指摘がありました。事務局の方の意見がありますか。

○事務局

今力丸委員からご質問がありました、これは資料4の4ページ、第24条入会、こちらのほうは、現在加入している方は当然に自治会の会員であるとは捉えております。新たに入会するという場合に、届け出る。これは、従来の各地の規約を参考につくった部分でございます。

町内会加入問題は、昨年、市民協働のまちづくり基本方針の市民意見提出手続(パブリックコメント)を実施したときに町内会連合会から意見として出されました。あるいは、町内会長・公民館長合同説明会のときにも、「行政として自治組織への加入に対してどういう方策をとるのか」という質問がございました。その際に、行政として回答いたしましたのは、行政が今やっている施策として、市民課窓口において転入者や市内転居でその地区に入ってくる人に、「町内会に加入しませんか」というチラシをくらしの便利帳と一緒にお配りしている。現在はその案内をやっております。併せて自治組織は、任意・自主的な組織でございますので、加入の努力はやはり、自治組織の長、あるいは組長、役員さんに継続して行っていただきたい。

なお、それだけでは行政の施策は必ずしも十分ではございませんので、基本方針では「今回行っ

ている設置検討委員会とは別に、加入促進策については各組織と協議させてください。この設置検討委員会の議事とは切り離して、別に対応させてください」という回答をさせていただいているところです。以上です。

○小南会長

力丸委員。今の回答でよろしいですか。

○仰木副会長

第2条について、僕はなんで自治会規約になっているのか。例えば町内会規約になってないか、というところに本質的な違いがあると思うんです。町内会の場合は、その居住区というのはありますけども、どちらかというと加入・脱退は自由なんです。ここで僕は何で自治という具合に、行政の側が自治という呼び方、僕はそこら辺りでこだわっておったんですが、ここに行政の考えられている自治が如実に表れていると思います。というのはこの市内に住んでいる納税者全て、世帯が軸になっていると思いますけども、自治会に当然加入すべきものだ、という前提がここで貫かれている。要するに市民全部自治に参加すべきだ。市民全体というようにここでは言われている、という具合に思っているわけです。

そうすると、今までの町内会と自治会設置検討委員会で定める自治会とは、どこか本質的に違う段階として市は提案したのかな、と。この会議を経て私たちが考えていた、加入・脱退の自由というか、そういうゆるやかな組織じゃなくて、きちんとした行政組織としての自治という具合に考えられるのかと、そこらあたりで自治についての考え方が、若干違うのではないかと。

それは、この要件のなかには、要するに会員の規定と退会というのは、この地域から離れたら退会するという具合に書いてあります。そこに僕は行政の側の自治という考え方が一つはエキスとして提出されたという具合に受け止めました。

そこら辺りがはっきりしないと、単なる町内会長と公民館長があつて、それが例えば町内会の中に公民館が応接されとるから町内会長が代表すればいいじゃないかという具合に軽く考えていることを、全く違う意味合いをこの会則の中で僕は持たされてきた。

そこについて本当に行政側は意識して提案されているのか、そもそも補助金として一人当たり出しているから、これくらいは自治会でしてくれという具合に言われているのか、そこについてはっきりご回答いただきたい。そこで今、補助金は違っているわけよね。

○小南会長

今仰木副会長さんのご意見に対して事務局のほうで説明をお願いします。

○事務局

今の質問に答えられる範囲で答えさせていただきたいと思います。自治会というのは私ども前回名称について提案させていただいてる部分があるんですが。

○仰木副会長

4番5番と関連するんですよ、その考え方は。

○事務局

まず名称についての考え方ですが、事務局として新たな組織として町内会と公民館が一体的に

一元化された組織を作りたいと、その意識については、〇〇町内会という中に公民館が含まれるという考えは、やはりさらなる吸収等の誤解を招く部分がございます。その中で名称については行政もそうですし、地域住民もそうですし、また新鮮な新たな意識付けで組織をつくっていただきたいという意味で、「自治会」という従来中間市には無かった名称を提案させていただいております。

○小南会長

それとあと一点、私が聞きたいのだけど、資料3の再掲の部分で、自治会の事務局案として組織図が掲載されている中で、自治会長さんがいらっしゃって、副会長さんが現在の公民館長さんに移行したらどうかというような示し書きがしてあるんですが、行政側がこれをある程度定義づけるものではないと思うんですよ。自治会長さんと公民館長さんが兼務されても良いわけですよ。

その下に副会長さんがいらっしゃることについては、各々の自治会で検討してもらえばいい。それは行政の側からこのことについてこういうふうな役割分担をしてください、ということじゃないと私は理解しているんですけどね。自治会で今までの町内会長と公民館長が兼務されてもいいわけですね。それとは別に副会長さんをつくってもいい、また、地区によって兼務されてなくて別の人がなられて、も構わない。そういうことでしょ、基本的に。

そこら辺りをきちんとしないと依藤委員が言われたように、今そういうことを見こしたうえで一人が兼務されているところがある。せつかく兼務しているにまた元に戻すのか。色々な町内に持ち帰ったら話がまとめでいくのご発言があった。

今言ったように、自治会長さんが公民館長さんを兼務されて、それを補佐する副会長さんをつくられたら、別に問題はないんじゃないかなと思いますね。捉え方と思うけどね。

私が今言ったような方向で良いのかどうか事務局で答えてください。

○事務局

依藤委員と会長のご提案のあった件について、これはあくまでも素案として出しましたので、委員の皆さん、あるいは各地区の方がそういう形が望ましいということであれば、それで差し支えないと、それは兼任でも構わないと考えます。

○小南会長

そうですね。逆に規定することはない。今言ったようにいわゆる副会長さんが公民館長さんを兼務してはならないとかそういうことではなく、要するに会長さんをつくって副会長さん、その責務については各々町内会で事情がございましょうから、実情に合わせて変化をされたら良いのではないかなと思います。ちょっと共通認識として持って頂いたらどうか。それでよろしいでしょうか。

○仰木副会長

よろしいですか。先程答えてもらったんですけど、私はこの第2条にこだわりを持っているんだけど、例えばこれで自治会という具合にすれば、それ相応の勧誘や組織していく権限なりを、自治会に与えてもらえれば良いと思うんです。

今の考え方は、どちらかという加入・脱退の自由がある緩やかな組織の中で、言われているようにチラシ1枚持っていこうと何しようとするはならないという具合ですので、市が自治会をどういう相手として協働していこうと考えているのか、自治会の位置付けを出してもらえませんか。

私は、これで行くんだったら行くで、どういう自治会にしていくかという住民側の覚悟なり、もしくは町内会から自治会へ変えていくときの変え方とか、つくり方というのが変わってくると思ってるので、ここ

らあたりの考え方もうちょっと、出してもらいたいなという具合に思っているんです。

○小南会長

今の仰木副会長の意見に対して事務局で回答することがあったら教えてください。

それともう1点は、今の町内会のあり方、これについて変化をさせるとか、また強制力を強めようとかそういうことは、今回の考え方では全くないということだけのご理解をいただきたいと思います。

今までの町内会に加入していない人を無理やり、自治会に権限を持たせて半強制的に加入させるとかそういう拘束力はないということです。

○中野委員

転入された方にどんどん入って頂くことが一番いいんですけれども、決して強制が出来ないというところがあると思うんです。このように自治会規約案としてたたき台を事務局のほうで作成しておりますので、この部分についてはこういうふうにしたらいいいんじゃないかというご意見を、私たちは論議したほうが、よりスムーズに規約そのものが出来上がっていくのではないかと思います。

これに対して、ここはこうだからじゃあ市はどう考えているか、事務局はどう考えているかということではなくて、やはり皆さんでこの部分の表現はこういう方がいいんじゃないかとか、そういったご意見をいただきながら、これをひとつの規約としてまとめていく方が合意を得られるんじゃないかと思います。

ですから、色々な町内会・公民館活動の地域の実情がありますので、この規約の内容でこの部分については、これはちょっと現実とかけ離れていますよ。とか、そういった議論の仕方をしていったほうが最終的にはいいものが出来上がっていくのではないかと私は思います。

○仰木副会長

町内会規約がほぼこれと同じですが、加入・脱退の自由はちゃんと謳ってあるんです。それがこの案では謳ってないから、私の考えている自治というのは違うのかなという具合に思った。

○小南会長

自治会の規約案について、事務局である程度一方的につくっております。そういう中で、今日委員の皆様を示しております。今、中野委員が言われたように、次回の検討委員会までに委員の皆様方にこのようにしたらいいいんじゃないかと検討していただいて、次回の会議で意見をお出しただいたらいいいんじゃないかと思っております。

○白尾委員

この自治会規約の案として示されているものは、あくまでもそれぞれの自治会において、内容を決められるものだと思うんですよね。これは全自治会で統一されたものになるのではないと思います。

○仰木副会長

私は、ただモデル案をつくるにあたっての考え方の問題として、重要な点があると。加入・脱退の自由の規定がない規約案を見たことがないんで、モデル案に自治会設置という行政側の考え方が反映されているという具合に理解せざるを得なかったわけ。

○白尾委員

そこは、事務局案と副会長の考えと少しずれがあったのかなと思うんですけど、この規約案自体は、

それぞれ町内会で持ち帰ってもらって決めてもらう部分ではあると思うんですよ。ただ一応ベースとなるものをつくって検討するということです。

○仰木副会長

それとこの脱会をみて連想ゲームではないけれども、駐在員制度の復活か、と言う具合に連想したりしたわけ。

○白尾委員

そこまでの縛りはないと私は思います。例えば役員の決め方にしても第6条第2号で副会長について、地区によっては公民館担当副会長1名にしてもいいよと、事務担当副会長1名にしてもいいよと、このように幅をもたせてあるということですね。

○仰木副会長

これもモデルになられてる地域というのがあって、地域を離れたら脱会する、この地域に住んだら会員とするというのではなく、対の関係になっているんですよ。連想ゲームとしては、普通規約には必ず加入脱会の自由という具合に、個人の権利は保障するという、憲法上も必ずなっているんですよ。会社の場合の従業員規則とまた違いますから。

○白尾委員

法律でもなければ条例でもないからですね。町内会の規約としての定めでありますので、そこまでの強制力はないと考えます。

○小南会長

時間も押しせまっておりますが、資料3と資料4について、次回の検討委員会の冒頭に判断を頂くということによろしいですか。

それでは、引き続いて議事の進行をさせていただきます。一元化をするときの組織の名称についてでございますが、前回の委員会で結論に至っていませんでしたが、事務局としては一元化後の組織を自治会という名称で今後進めていきたいということですが、委員の皆様方、これについて意見を賜りたいと思います。はい、どうぞ。

○藤井委員

資料1の県内各市コミュニティ組織の表をみると、自治会か行政区という2通りの名称が多いようです。中間市の場合は、自分たちに関することは自らの責任において処理するという自治会という名称が私はいいと思います。

○小南会長

はい、わかりました。その他に、町内会委員の皆様、それから公民館委員の皆様、名称についてのご意見があればお願いします。はい、どうぞ。

○古川委員

その自治会という名称に変えなくても、もともと町内会というのは、みんな自治の原則なんですよ。ですから、町内会を自治会に変えろと。変えるくらい簡単だと思うかもしれませんが、町内会そのまま

でいいのではないかという地域の人たちの思いを考えながら、将来、激変緩和という形で時間をかけたほうがいいのではないかと思います。そうしないと、自治会に統一するという観点は、それにはやはりいろいろと細かいところで問題がでてくるので、支障をきたすのではないかというふうに思います。私はそういう意見です。

○小南会長

公民館委員の方、いかがでしょうか。

○依藤委員

私は正直言って自治会でもいいんじゃないかと思っています。というのは、太賀一区町内会ということで今まで来たわけですが、太賀一区自治会に変えても何ら障害はないんじゃないかと思っています。どうしても町内会の名称を使いたいということであれば、それなりに各町内会で意見を出して頂いて皆様方が納得するような協議をしていただければいいんじゃないかと考えております。

○小南会長

他にご意見ございませんでしょうか。この検討委員会では(仮称)自治会という呼称をしておりますが、以降の委員会での呼称だけでも、今日の会議で決定をさせていただきたいと思っております。

○西田副会長

これは事務局にお聞きしますけど、町内会を自治会というふうに呼ぶということをやっているんですか。それとも、南校区12町内で、南校区自治会にするという考えですか。一つの校区が自治会という呼び方になるのか、各町内が自治会に変わるのか、その辺がはっきりしないです。

○小南会長

事務局、説明してください。

○事務局

当方が自治会という呼称を考えている範囲は、例えば太賀一区町内会といわれている部分、太賀一区公民館といわれている部分が、太賀一区自治会という名前が変わることを考えております。他に垣生自治会長など。校区単位では別の名前が必要だと考えております。

○池田委員

自治会の名称にこだわる理由は。

○事務局

自治会にこだわっているわけでは無いんですが、町内会、公民館でいえば、ふたつの組織を一緒にした中で、新しい組織を考えた方がよろしいのではないかというのが提案でございます。自治会というのが全国で一般化されている名称なので、そういった名称を使うのが、将来の意識や捉え方が変わってくるのではないかとということで提案させて頂いております。

○古川委員

そういうのは、地域の人に任せたらどうかな。自治会の原則から言えば、あなたたちが自治会とい

おうが、町内会といおうがいいではないかと僕は思うんですけどね。それはまずいの。僕はそう思うけどな。なぜかといえば任意の団体に対してその人たちがそういうふうにする。それはあなたたちからみれば自治会。自治会という文言をそこに入れないといけないのか、というのがわからないというわけです。

○小南会長

行政としては補助金交付や予算化など様々な事務を行うとき、この地区は自治会組織、この地区は町内会組織、と混在するのは支障がある。そういう中で今回、従来の伝統あった町内会と公民館を一つの組織として見直すためのお諮りをしているところでございますので、この際に、町内会を自治会という名称に変えさせていただきたいと、事務局から提案がなされていると思います。

各委員からは、町内会で良いではないか、自治会について問題はないよ。行政の側からは、自治会が良いんじゃないかというご意見が今出ているところではございます。

これは、挙手をして多数決で物事を決めようとは思っておりませんので、調整させていただきたいのですが、他にご意見はございますか。

○西田副会長

名称はどうあれ、結局中身の問題だからね。

○古川委員

自治はそういう地域の人たちが、自分たちで自治とはどういうことなのか、ということを知って初めて名称が変わるんであって、そういうところは我々が責任を持つものとしてついてまわる。そういう自治の問題についてやはり激変緩和ではないけれども、あまり問題が起こらないようにするために今時間をかけてやったらどうかと思うから言ったわけです。

○仰木副会長

いいですか。町内会を自治会といって単なる帽子の付け替えになったらいけないと思うんですよ。だから、自治を持っているという意味合いをもう少し深めて行くという意味でも、自治会という呼び方がある意味では今後の検討を生かしていく意味でもふさわしいと思います。町内会にこだわるというのであれば、そこら辺りはじっくり検討すればいいかなとは思いますが。

○西田副会長

自治会という以上は、ある一定の交付金も出してもらって、行政のやっつることのある一部は、もう自治会に任せますよ。問題はそういう権限の問題も入ってくるわけよ。町内会では今町内のことしか出来ないわけですよ。そういう点で問題になってきて、町内自治会という。そこは区別だと思えますよ。

だから今からいろいろ整理して行かれて、春日市のように、交付金を全部町内会に配布いたします、ということで、後は権限も委譲しますから、思うようにやってください。ただし、お金の上で経理や申請などは、こういう書類をきちんとつけてください、というような形のものだったら自治会でもいいと。ああゆう具合に権限の委譲があればね。だけど、それはしない、あるいは名前だけ変えてくれというのは、話にならんということです。

○小南会長

ただ、当初事務局から提案しましたように、現在、町内会単位で地域の活動がなされております

が、近い将来、小学校6校区単位に活動の場を広げる。各町内会は町内会、それとまた別の枠として校区ごとの地域コミュニティとして強化するというのが今回の一元化の主目的です。

そこをきちんと事務局から提案させていただいて、名称についても、今日決めさせてもらおうと言いましたが、なぜ事務局が自治会という名称にしたいのか、その定義づけについて次回の冒頭に委員の皆様へ説明して、お諮り願うということで進めましょうか。事務局は今私の言ったことでいいですか。

○事務局

わかりました。

○仰木副会長

最初の問題が回答になると思うんですけどね。

○小南会長

時間もだいぶ経過しましたが、最後に次回の検討資料、これについては本日説明を行って次回の会議までに皆様方のご意見をいただきたいと思いますので、要点だけ事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料5でございます。これは今日多々委員の皆様からご意見いただいた部分でございますが、仮称自治会の補助金交付モデルの事務局案でございます。これもあくまでもたたき台として事務局が提案申しあげている案になりますので、皆様のほうで自由にご協議いただきたい部分でございます。

10のモデルを事務局の方で立てさせていただきました。このモデルにつきましては、大まかにわけまして、「(1)行政が補助金全額の使途を定めず、(仮称)自治会の自由裁量とする場合」、これは今、西田委員から意見がありました部分に関係するのではないかと思います。それから、「(2)行政が補助金の支出基準を提示し、(仮称)自治会の基準内で運用する場合」、「(3)校区単位の地域まちづくり協議会へ活動補助金を交付する場合」という、おおまかな案を考えて参りました。

その中でそれぞれに対して、(1)で言えば三つの項目ですが、「現行同額案」は現行の各町内会、公民館に交付している額をベースとして、算出するものとなります。ここでは中間市の平均的な町内会、公民館等の世帯数規模として、300世帯のモデルを入れております。これでいいますと、現在世帯割の交付金が400円×世帯数ということになっておりますので、事務交付金として20万程度というのをベースに、ほぼ現在の、町内会と公民館への補助金関係を合算した各地区の額というのを考えております。

それから「A-1案」は均等割額重視モデルということで、先に均等割額を16万円程度と決めておきまして、それを逆算して世帯割を算出したモデル。それから「B-1案」というのは、これは世帯割を重視し、むしろ均等割額を12万円程度に減らして、世帯割を厚く手当したものです。これは、地区により世帯数が多いところに補助金が多く、世帯数が少ないところには少ないというモデルになります。これは上から配分が異なるモデルというふうにそれぞれさせていただきます。

それぞれ大項目(2)と(3)についても、「同額案」と「A-2案」均等割額重視モデル、「B-2案」で世帯割額重視モデルというふうに入れさせていただいております。詳細については、2ページの表、あるいは、「資料5-2」の表を見ていただければと思います。

現行額というのは、80世帯であれば、町内会育成費が400円×世帯数。町内会長事務交付金が現在、100世帯以下は5万円になっております。これは、100世帯ごとに5万円から10万円の幅

になっておりますので、5万円、6万円、7万円というふうになっております。それから公民館長事務交付金。こちらは、固定で全地域が同額になっております。それから、公民館行事補助金2万8千円。これも、公民館が定額でもらっているものです。今申しあげた項目に加え、市公連補助金27万1千円というのが平成21年度の実績でございます。総額で22,137,800円になります。

今述べましたように、80世帯であれば現行228,400円が地区に対する総額になりますが、均等割額を16万という設定をしたモデルについては208,640円というふうになります。ですので、世帯数が少ないところについては、若干減ってしまうということになります。

C案、D案につきましては、同じ計算の仕方では、これは校区の地域コミュニティ補助金に対して、事前に例えば50万×6校区で300万円というのを校区に交付してはどうかという提案を事務局で考えましたので、これを地域予算として別立てにしたモデルということになります。これは、事前に300万を総額から引いた計算になりますので、ご了承ください。これを世帯で見ますと、3ページの一番上が現在、700世帯というのが市内で一番多い、一地区で700世帯。こちらになると、世帯を均等割重視であれば526,400円から585,600円。また、さらに世帯を重視していくと631,700円ということで、地域によっては差額がでるような形になっております。その下の2段目に参考として、2地区を一体運用した場合に世帯数が大規模なケース。これは、第1回委員会で申しあげました町内会は二つあるが、公民館は一つで運用している地域が合体した場合を仮に想定したものです。こちらの運用については、一本にされるかどうかというのは、地域との協議が必要だと思っております。

ちょっと戻っていただいて資料5の2ページで中段の表の下に「※補助金収支の透明性確保のため、いずれの場合も補助金の振込先は会計責任者に統一することとなります」と入れております。これは、あくまでも事務局案としてこういうふうにしたらいいのではないかと考えました。

○仰木副会長

会計責任者というのは会計が変わるときに変わるんですか。町内会は今独自の口座をつくっているでしょう。

○事務局

現在、事務交付金については会長の分ですね。

○仰木副会長

事務交付金は、全部、町内会は別口座で町内会独自の口座になってるんですよね。会計から町内会という名称の口座を作っている。

○事務局

現在は、原則として「〇〇町内会会計」の口座を作られています。

○池田委員

町内会育成費が入ってきているのは、「〇〇町内会会長〇〇〇〇」で届け出ていますよ。事務交付金は、個人名義で届け出ていますよ。現在そうです。

○仰木副会長

それをまた会計に変えるわけですか。

○池田委員

名義変更には銀行の手続きが煩雑です。規約が必要とかですね。

○小南会長

今の振込みは今の実情で処理をしたらそれでいい。これはまあ事務局の案で示しただけです。そういうことでいいですか。

○事務局

はい。あくまでも事務局案でございます。

○仰木副会長

現状をよく把握していないからこんな形で露呈するわけよね。

こんなところに出てくるわけよ。一生懸命3年間しましたっていうけど、この程度も知らんわけよ。要するに町内会を相手にしたりしていないからこうなるわけよ。変えてきたのは行政ですよ。ちゃんと町内会代表のそういう口座に変えてくれというのは、去年、おとし、3年くらいかかったね。それで全部統一して、そういう具合に変えてきたんですよ。それは行政指導でやってきたわけですから。それで、3年間一生懸命勉強してきました。というけども、実体とかけ離れているのがものすごく出てくる。

○事務局

これは、私の勘違いの部分があったと思いますので、組織名称を含めた口座名義にさせていただいた、ということでそれは間違いございません。

続けて少しだけ補足させていただきます。資料5の2ページに「今後の世帯数増加への対応について」を入れさせていただいております。これは先ほど会長のほうから説明がありましたように、世帯単位というのを継続したいというのは、事務局のほうで考えているところです。これは、人口単位とか、世帯単位とかいろいろな提案がございます。こちらについては、世帯単位で今町内会、公民館活動がされているのは間違いのないところでございます。

ただし、②のところ、近年、年々世帯数が、核家族化とか世帯分離とかありまして、どんどん算定根拠である世帯数が上昇傾向にございます。これは、補助金は従来から申しあげていますように、現行を維持するというのが事務局の考えでございます。

視察に行きました春日市も同じ状況で、最低3年は全く現在と同額固定というふうに戻されておりましたが、中間市の行政の事務局案として、平成21年の22,137,800円という額を基準に、そのまま継続させていただきたい、というのが提案でございます。そのために、もし世帯数等が今後、徐々に上がってきた場合の算定方法ですが、20,088世帯というのが平成21年度の実績で、これが20,100世帯とか20,200世帯になった場合に、算定基準として20,088世帯を基本に、割り引かずして計算させていただくことを考えております。あとは、端数の関係で多少の増減があると考えております。これは、掛け率ということですね。

それから、3ページは参考のために各町内会と公民館の交付金等の交付要綱から、各会長の役務を抜粋させて頂いております。一元化された折には、会長、副会長、役員等で一括した要綱を事務局のほうから提案させていただくこととなりますので、その際に交付要綱というのを改めてつくることになります。

資料5については、今回内容提示をさせていただき、あらかじめお読みいただいて次回の委員会でご協議をお願いできればと思っております。あくまでもたたき台でございますので、これは特に新し

い組織の実体に即したモデルというのがあれば、ぜひご提案いただきたいところでございます。

以上で次回検討資料の概要説明を終わります。

○小南会長

ただ今事務局から説明がありましたように、資料5につきましては、次回の委員会でご協議をいただきたいと思っております。長時間になりましたが、これを持ちまして、本日の第2回自治会設置検討委員会を終了させていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○事務局

小南会長、どうもありがとうございました。それでは会議資料第3、次回の開催について申し上げます。次の日時は前回確認したとおり、2月25日・午後1時30分から、第1回の委員会を行いました、市役所別館3階・特別会議室で開催させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の次第全てを終了いたしましたので、以上をもちまして第2回中間市自治会設置検討委員会を終わらせていただきます。

どうもお疲れさまでした。

午後3時47分 閉会
